

議 事 録

1. 日 時 令和3年11月24日 開会 午後 2時00分～

2. 場 所 北庁舎（旧保健センター）5階 ゆほびかホール

3. 出席委員

1 番 藤田 正子	2 番 藤田 哲夫	3 番 伊藤 能之
4 番 荻野 俊明	5 番 藤井 克巳	6 番 村上 和義
7 番 石井 義久	8 番 山渕 久司	9 番 大中 秋美
10 番 藤原 智	11 番 橋本 誠二	12 番 池田 賢治
13 番 住元 保	14 番 山本 建樹	

以上 14名

4. 欠席委員

以上 0名

5. 出席推進委員

井上 廣文 立花 吉廣 田中 伸一 山崎 由紀浩

以上 4名

6. 事務局

藤田局長・前田係長・竹内再雇用職員

以上 3名

7. 議 事

議事内容

- 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと
- 議案第25号 非農地判断のこと
- 議案第26号 農地法施行規則第29条第1号の規定による証明願審議のこと
- 議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと
- 議案第28号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと
- 報告第30号 使用貸借解約の通知報告のこと
- 報告第31号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと
- 報告第32号 同 法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと

— 山渕会長が、議長に就任する —

山渕議長： ただ今から第18回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員14名中、14名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

次に、明石市農業委員会会議規則第9条第2項に規定する議事録署名人ですが、

10番 藤原 智 委員

11番 橋本 誠二 委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくお願ひします。

— 議事録署名人に指名された2人の委員、了承する —

山渕議長： それでは、これより議案目録に従い、議事を進めます。

すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は議案が5件、報告が3件です。

はじめに、「議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山渕議長： 今月は4件の申請がありました。

先日の小委員会で現地調査をしていますので、報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山渕議長： 〇〇番 〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。

議案第24号の1番の土地の位置は、現地調査図1ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。営農状況、面積要件など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も調べており、先日の小委員会では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願ひします。

山渕議長： 次に、2番の土地の現地調査の報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山渕議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、2番の土地について報告します。

議案第24号の2番の土地の位置は、現地調査図2ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化調整区域です。営農状況、面積要件など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も調べており、先日の小委員会では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願ひします。

山渕議長： 次に、3番と4番の土地の現地調査の報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山渕議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、3番と4番の土地について報告します。
議案第24号の3番と4番の土地の位置は、いずれも現地調査図3ページの表示のとおりで、それぞれ5条届出による売却に当たり自己所有地の隣接地を代替取得しようとするものです。現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。移転する権利の種類は、所有権です。都市計画区分は、市街化区域です。営農状況、面積要件など農地法第3条第2項各号の条件には該当していません。必要な申請書類も調っており、先日の小委員会では、「法第3条第2項各号には該当しないので許可してよい」という意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願ひします。

山渕議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本許可申請を当委員会ですることに異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山渕議長： 異議なしと認めます。
よって「議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請審議のこと」は許可することに決定しました。

山渕議長： 次に、「議案第25号 非農地判断のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山渕議長： 今月の案件は1件です。
先日の小委員会で、現地調査を行っていますので、報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山渕議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。
議案第25号の1番の土地の位置は、現地調査図4ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況などを確認しました。都市計画区分は、市街化調整区域です。農地区分は、当該地から300メートル以内に自動車専用道路等の出入口がありますので、第3種農地です。現地の状況ですが、山林化していました。先日の小委員会では、「森林の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場

合」に該当するので、非農地と判断して差支えないという意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

山渕議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
当委員会で非農地と判断することに、ご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山渕議長： 異議なしと認めます。
よって「議案第25号 非農地判断の事」は非農地と判断することに決定しました。

山渕議長： 次に、「議案第26号 農地法施行規則第29条第1号の規定による証明願審議の事」を議題にします。
事務局説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山渕議長： 今月は、1件の証明願がありました。
先日の小委員会で現地調査を行っていますので、その報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山渕議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が、1番の土地について報告します。
議案第26号の1番の土地の位置は、現地調査図5ページの表示のとおりで、土地の所在、利用状況など証明願の記載内容を確認しました。現地の状況ですが、農業用倉庫が1棟、設置されていました。
先日の小委員会では、農地法施行規則第29条第1号に沿うものであり、良かろうとのことでしたので、本委員会でのご審議、よろしくお願いします。

山渕議長： 本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本証明願について、当委員会で承認することに、ご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山渕議長： 異議なしと認めます。

よって「議案第26号 農地法施行規則第29条第1号の規定による証明願審議のこと」は、承認することに決定しました。

山渕議長： 次に「議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山渕議長： 明石市長より農用地利用集積計画の決定依頼が提出されていますが、1番については藤田正子委員の関連議案となりますので、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、藤田委員には退席していただき、採決を採りたいと思います。

(藤田(正)委員、議事参与の制限により退席する。退席を確認した後)

山渕議長： それでは1番について、ご意見・ご質問等があればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
1番について本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思います。これに異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山渕議長： 異議なしと認めます。
よって「議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと」の1番は、本案のとおり決定しました。
藤田委員には着席していただきます。

(藤田(正)委員を事務局職員が呼びに行き、席に戻る。着席を確認した後。)

山渕議長： それでは、2番についてご意見・ご質問を受けたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
2番について、本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思います。これに異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山渕議長： 異議なしと認めます。

よって「議案第27号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による集積計画決定のこと」の2番については、本案のとおり決定しました。

山渕議長： 次に、「議案第28号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと」を議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を朗読説明する —

山渕議長： 今月の案件は、2件です。

本案について、ご意見・ご質問等があればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。

本証明願について、当委員会で承認することにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山渕議長： 異議なしと認めます。

よって「議案第28号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願審議のこと」は、承認することに決定しました。

山渕議長： 次に、報告に移ります。

「報告第30号 使用貸借解約の通知報告のこと」について報告を受けたいと思います。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山渕議長： 今月は1件の通知がありました。これについて、何かご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山渕議長： 〇〇番〇〇委員。

〇〇委員： 解約された原契約は、残存小作ですか。

事務局職員： いいえ、農業経営基盤強化促進法による利用権設定です。使用貸借から賃貸借へ条件変更するために、一旦解約をされています。

山渕議長： ほかに、ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山渕議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、「報告第30号 使用貸借解約の通知報告のこと」は、以上で報告とします。

山渕議長： 次に、「報告第31号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第32号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上2件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： ー 報告資料により報告する ー

山渕議長： ただ今、「報告第31号」「報告第32号」の2件の報告事項につき、一括して報告がありました。

それぞれ、お手元の報告資料により、ご了承をいただきたいと思います。

山渕議長： 以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。

これで、第18回明石市農業委員会を閉会とします。

(午後2時33分 終了)

※ 小委員会 令和3年11月22日 午後1時30分～

・出席委員

山渕会長 山本職務代理者 藤田(哲)委員 池田委員 藤原委員 石井委員

・事務局

藤田局長 前田係長 竹内再雇用職員

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する。

会 長 山 渕 久 司

署 名 人 藤 原 智

署 名 人 橋 本 誠 二